

自動車保険(搭乗者傷害特約)の概要とお支払い保険金のご案内

搭乗者傷害特約

補償の概要

ご契約の自動車に搭乗されている方が、自動車事故により180日以内に死亡したり後遺障害を被った場合、または傷害を被り、事故発生から180日以内の期間で入院・通院した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

- 死亡保険金……………1名あたり保険金額(ご契約金額)の全額をお支払いします。
- 後遺障害保険金……約款に定める後遺障害等級に応じて1名あたり保険金額の4~100%の額をお支払いします。
- 入通院一時金……………以下の保険金をお支払いします。
 - ①入院・通院日数の合計が4日以内の場合、1万円をお支払いします。
 - ②入院・通院日数の合計が5日以上の場合、傷害の症状に応じて約款に定める入通院一時金支払額基準(裏面参照)に該当する保険金をお支払いします。

【入通院一時金のお支払いについて】

4日以内の入院・通院	→	入通院一時金1万円をお支払いします
5日以上入院・通院	→	症状により支払額基準をもとに入通院一時金をお支払いします

重要なお知らせ 入通院一時金をお受け取りになった後に

搭乗者傷害特約の入通院一時金をお受け取りになった後に、該当自動車事故の直接の結果として、以下のようなおケガに関する状況の変化が、事故発生日からその日を含めて180日以内に発生した場合は、SOMPOダイレクト担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 4日以内の入院・通院により入通院一時金をお受け取りになった後に、入院・通院日数が5日以上となった場合
- 5日以上入院・通院により入通院一時金をお受け取りになった後に、あらたに別の傷害が確認された場合
- おケガをされた方が死亡されたり、後遺障害を被られた場合

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失により、その被保険者に生じた傷害
- 被保険者が、無免許運転、酒気を帯びた状態等で運転している場合に、その被保険者に生じた傷害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約の自動車に搭乗中に生じた傷害
- 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によって生じた傷害
- 医学的他覚所見のない後遺障害または傷害



ご注意ください

交通事故によっておケガをされた場合は、自動車保険以外(傷害保険・所得補償保険など)の保険でもお支払い対象となる可能性があります。SOMPOダイレクト、他社を問わずご加入の保険証券をご確認いただき、SOMPOダイレクトにご加入いただいております保険とその補償内容について、ご不明な点がございましたら、SOMPOダイレクト担当者までご照会くださいますようお願い申し上げます。

続けて裏面もご確認ください



入通院一時金支払額基準

※複数の症状に該当する場合、それぞれ対象となる保険金のうちもっとも高い金額をお支払いします。

被保険者が被った傷害		医療保険金の額
①	②から⑧まで以外の傷害	10万円
②	骨折または歯牙を除く部位の脱臼	30万円
③	眼を除く部位の神経損傷または神経断裂	
④	腱、筋または靭帯の断裂	
⑤	上肢または下肢の欠損または切断	50万円
⑥	眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷	
⑦	胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	
⑧	脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（注）、頸髄損傷または脊髄損傷	100万円

（注）頭蓋内血腫・・・頭蓋内出血を含みます。

*このご案内は、搭乗者傷害特約の概要を説明したものです。詳しい内容およびご不明な点につきましてはSOMPOダイレクト担当者までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。